平成２１年（フ）第２３５号
佐賀県佐賀市久保田町大字新田674番地
債務者　塚原　聡子
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２３７号
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬698番地１
債務者　土井　明美（旧姓仲山）
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２７号
沖縄県石垣市浜崎町２―２―７　ピースリーイン浜崎町302号室、住民票上の住所沖縄県石垣市字宮良557番地　幸福牧場内
債務者　藤原　雄治
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２１年（フ）第２８号
沖縄県石垣市字大川63番地
債務者　桃原　用壮
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２１年（フ）第２９号
沖縄県石垣市字大川63番地
債務者　桃原真紀子（旧姓石垣）
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２１年（フ）第１３７号
北海道苫小牧市泉町１丁目７番３号、申立時の住所北海道苫小牧市澄川町４丁目14番27号
債務者　秋山　仁人
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第１３８号
北海道苫小牧市澄川町４丁目14番27号
債務者　秋山さち子（旧姓浅利）
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第１４８号
北海道苫小牧市汐見町２丁目９番13号
債務者　山崎　千都
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第１６２号
北海道苫小牧市明野元町２丁目12番４号　ハイツアイビー10号
債務者　高橋　孝二
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第２１２号
山梨県笛吹市石和町唐柏920番地１　日の出荘８号
債務者　高橋　道正
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２１８号
山梨県甲府市古上条町235番地　小林ハイツ203
債務者　鶴田　圭子
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２２４号
山梨県甲府市里吉４丁目６番26号107
債務者　内田　由雄
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２１６号
長野県安曇野市穂高有明7379番地46
債務者　山浦　　進
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第２１号
静岡県下田市中488番地の５　朝日荘202号
債務者　矢部　健一
1　決定年月日時　平成21年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２１年（フ）第１４２６号
愛知県西春日井郡豊山町大字青山字高添153番地　ルミエール青山202
債務者　安西　文徹
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４５号
滋賀県彦根市岡町119番地２
債務者　北川　玲子
1　決定年月日時　平成21年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第１３７号
滋賀県犬上郡豊郷町大字安食南385番地21
債務者　表西　雄樹
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第７３８号
神戸市兵庫区芦原通６丁目２番24―505号
債務者　柳川こと　柳　　文香
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部